

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
邑楽町	第2地区	令和3年3月1日	令和4年3月28日
	前原、十三坊塚、谷中蛭沼		

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	100ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	71ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	38ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	5ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	25ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	16ha
(備考)	

2 対象地区の課題

・地区内の農業従事者の5割以上が70才以上。 ・今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積よりも、70才以上で後継者未定や後継者不明の農業者の耕作面積の方が多い。 ・認定農業者等への農地の利用集積が進んできているが、経営の農地は分散傾向にあり、農業の効率化が図られず、担い手のさらなる規模拡大が停滞している。また、農業従事者の高齢化及び、減少が進んでおり、このままでは担い手が受けきれない農地が増えてくることが予想される。
--

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

基本的に中心経営体である認定農業者が担うほか、入作を希望する認定農業者や新たな担い手の受入れ、後継者の育成を促進することにより対応していく。

(参考) 中心経営体

農業者		現状 (経営面積は地区内の面積)			今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	農業を営む範囲(地区)	経営作目	経営面積	農業を営む範囲(地区)
計	12人		44 ha			60.33 ha	

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

農地の貸付け等の意向

- ・農地の貸付け等の意向を把握する。経営の効率化を図るため、耕作者同士の利用権交換を検討する。

農地中間管理機構の活用方針

- ・将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は原則として、農地を機構に貸し付けていく。
- ・中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

基盤整備への取組方針

- ・農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を検討する。

集落営農等の組織化に向けた取り組み

- ・地域農業の新たな担い手として、集落営農組織等の設立を検討する。